

全道で様々な取り組みが展開中！ 全道理事会(テレビ会議)で活発に意見交換



▲全道各事務所とテレビ会議を実施

北海道同友会は3/23に全道理事会を開催。新型コロナウイルス感染症の会員・地域への影響を共有し、全道・支部での取り組みについて意見交換を行いました。

くしろ支部は客数が減少した飲食業を支えるため、『テイクアウトが可能な飲食店リスト』のウェブサイトを開設。オホーツク支部でも同様の取り組みが広がりました。函館支部は会員の困りごとが共有できるウェブ掲示板を開設予定。道北あさひかわ支部は支部ホームページの半分に新型コロナウイルス感染症関連支援策などを掲載し情報発信を強化しています。苫小牧支部は青年部友知会が中心になり、会員の飲食店で昼食を食べる働きかけを行っています。とかち支部は十勝総合振興局・帯広市役所へ要望書を持って訪問し、地域独自の支援を要請しています。札幌、しりべし・小樽支部は人数を制限しながらも各支援制度の学習会を開催予定です。各支部の取り組みを意見交換することで、新たな取り組みを考える機会にもなり、今後も会員に寄り添った活動が展開されていきます。

新型コロナウイルス感染症に関する支援策の紹介(2)

新型コロナで臨時休校の保護者に対する休業補償とは？

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための小学校などの休校に伴い、保護者が仕事を休んだ場合に賃金を補償する制度の概要が発表されました。

休校に伴う休業補償の概要	
補償の対象	2月27日(木)から3月31日(火)の間に、子どもが通う小学校や特別支援学校などの休校により、保護者が休業した場合。春休みなど、もともと休みだった日は対象外です。ただし、学校が臨時休校でない場合や春休み期間中でも、子どもが感染や発熱、もしくは感染者と濃厚接触したなどの理由で休んだことにより、保護者が休業すれば対象になります。 なお、すでに通常の有休や欠勤扱いにした場合でも、事後に特別の休暇に振り替えれば支給対象になります。 フリーランスなど個人の申請は、発注者から委託された業務内容や報酬などが記載された契約書、電子メールなどの書類が必要になります。
補償額	雇用労働者(正規・非正規問わず) 上限1日…8,330円 フリーランスの人など 1日定額…4,100円
申請期間	3月18日(水)～6月30日(火)
提出方法	申請書を厚生労働省ホームページからダウンロードして、『学校等休業助成金・支援金受付センター(厚労省受託事業者)』へ郵送。
問い合わせ先	学校等休業助成金・支援金受付センター ※土日・祝日含む 0120-60-3999(受付期間:9時00分～21時00分)